別表第二十号の九　サブ階層の構成手順(第23条の10第4項関係)

1　サブ階層は、1個のOFDMセグメントを3個に分割した単位(以下この表において「サブセグメント」という。)で構成する。サブセグメントは、セグメント当たりのデータキャリア数が3の倍数の場合、3に等分割して構成する。セグメント当たりのデータキャリア数が3の倍数ではない場合、セグメント当たりのデータキャリア数を3で割った剰余数分のデータキャリアは1個又は2個のサブセグメントに均等に割り当て、残りのサブセグメントよりもデータキャリア数を1多くする。

2　サブ階層は、キャリア変調マッピングの方式及び伝送主信号の誤り訂正の符号率を個別に設定することができるものとする。